

第1回教科用図書採択審議委員会

日 時 令和5年5月12日（金）

14:30～16:00

場 所 佐世保市役所6階会議室

○事務局 みなさまこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回佐世保市教科用図書採択審議委員会を開催いたします。本日は、ご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。なお、私、教育委員会学校教育部学校教育課の木下が、お手元の資料にあります会次第に沿って全体進行をいたします。よろしく願いいたします。それでは、はじめに、委嘱状及び人事発令通知書を交付いたします。松野教育長職務代理者が委員のみなさまの前に参りまして交付いたしますので、その場にご起立いただき、お受け取りください。なお、資料の1ページに委員のみなさまの一覧を添えておりますので、ご参照ください。

○教育長職務代理者 委嘱状、鶴田栄次様。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 委嘱状、百津真人様。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 委嘱状、深町なお様。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 委嘱状、下村徹様。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 人事発令通知書、迎和人。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を命ずる。発令期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。よろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 人事発令通知書、中野一史。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を命ずる。発令期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 よろしく申し上げます。

○教育長職務代理者 人事発令通知書、陣内康昭。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を命ずる。発令期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。よろしく申し上げます。

○委員 どうぞよろしく申し上げます。

○教育長職務代理者 人事発令通知書、大藤和浩。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を命ずる。発令期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 よろしく申し上げます。

○事務局 皆様、ありがとうございました。

本日、8名の委員が御出席でございます。委員の3分の2以上が出席ですので、資料2ページにあります佐世保市教科用図書採択審議委員会条例第6条第2項にのっとり、会の成立とさせていただきます。

続きまして、松野教育長職務代理者が御挨拶いたします。申し上げます。

○教育長職務代理者 失礼します。改めまして、こんにちは。西本教育長さんが別用のために、私のほうから教育長挨拶をお伝えいたします。よろしく申し上げます。

本日は、御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、このたびは佐世保市教科用図書採択審議委員を快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

さて、教科書とは教科書の発行に関する臨時措置法において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童または生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの、または文部科学省が著作の名義を有するものとされております。

また、児童生徒の教育の機会均等を保障し、全国的な教育水準の維持、向上を図るために使用が義務づけられた図書であり、児童生徒が学習を進めていく上でとても重要な役割を果たしております。

今年度は、令和6年度から使用いたします小学校全教科の教科書採択となります。佐世保市の小学生がこれからの予測困難な社会を自らの力でたくましく生き抜くために必要な資質、能力を着実に身につけていくためにはどのような内容が求められているのか、どの

ような教科書を採択すべきなのかを、委員の皆様のそれぞれのお立場や専門的な見地から忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

教科用図書採択審議委員会は、本日を含め4回の開催を予定しております。長期にわたり御審議いただくこととなりますが、佐世保の未来を担う子供たちのために委員の皆様のお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます、簡単であります、御挨拶とさせていただきます。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会教育長、西本眞也。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、資料表紙、会次第にあります3、令和6年度使用小学校全教科、教科用図書採択について、4、佐世保市教科用図書採択審議委員会条例につきまして、事務局より説明いたします。お願いします。

○事務局 失礼いたします。学校教育部、坂口といいます。よろしくお願いたします。私のほうから説明をさせていただきます。

教科用図書につきましては、原則4年間は教科ごとに同一の教科用図書を使用するとなっております。原則、4年に1回の採択替えとなります。今年度は令和6年度から使用する小学校及び義務教育学校前期課程の採択の年となっており、教育委員会において採択していただくこととなっております。本日、委嘱・人事発令をいたしました皆様には、教育委員会へ推薦する教科書を決定し、教育委員会へ報告していただくこととなります。

本審議会の役割の詳細、教科書採択までの流れ等については、この後、佐世保市教科用図書採択審議会条例を用いて御説明いたします。

続きまして、条例について説明をさせていただきます。お手元の資料、2ページ目をお開きください。

第1条。この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市教科用図書採択審議委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする、とあります。

所掌事務は第2条、組織は第3条のようになっており、教育委員会が委嘱または任命します。

第5条から第8条についてですが、採択審議委員会には委員長を置き、選定作業を行わせるために選定委員会を置くことができます。選定委員は教育委員会が任命します。選定委員会は、委員長が指名する選定委員が主宰することになります。

また、委員会は、第8条にありますように、教科書の内容、形式等を調査させるため、

調査員を置くことができます。調査員は校長、副校長、教頭及び主幹教諭、指導教諭、教諭等の中から、教育に関し専門的知識を有する者を教育委員会が任命します。

なお、第3条の2項にあるとおり、特定の教科書発行者と関係を有する者が、審議委員、選定委員、調査員となることはできません。

資料2から3ページを御覧ください。9条以下、関係人の意見聴取、会議等について示されています。

なお、第10条において、会議及び選定委員会の協議は非公開とあるのですが、これは採択決定までが非公開であり、採択後は公開となります。ただし、委員の皆様の活発な協議をお願いするため、協議記録の公開に当たりましては、発言者の氏名は非公開とします。

佐世保市教科用図書採択審議委員会条例の中の第7条に、選定委員会を置くことができる、第8条に調査員を置くことができると説明させていただきましたが、3月、4月の教育委員会におきまして、様々な立場の方から、そして専門的かつ多角的な意見をいただき、それを教科書の選定に生かしていく必要があるということから、今回の採択審議におきましては、選定委員会、調査員を置くこととして進めてまいります。なお、第7条2項及び第8条2項に基づいて、教育委員会のほうで任命を行ってまいります。

今後、本審議委員会では、調査員、選定委員会からの調査報告を受け、佐世保市の児童にとってよりよい教科書を選定していただくこととなります。

私からは以上です。

○事務局 続きまして、委員長を選出を行います。

お手元の資料2ページにあります佐世保市教科用図書採択審議委員会条例第5条により、委員長は委員のうちから互選するようになっております。どなたか御推薦などありませんでしょうか。

迎先生、お願いします。

○委員 私は、百津委員さんが適任だと推薦いたします。

○事務局 ありがとうございます。その他、御推薦、御意見等ございませんか。

それでは、皆様、御異議がない場合は、拍手をもって御承認いただきますようよろしくお願いたします。（拍手）

それでは、委員長に百津真人委員をお願いしたいと存じます。

では、大変恐れ入りますが、前の席のほうへお願いたします。

○委員長 再度失礼いたします。

○事務局 どうぞ、御挨拶をお願いいたします。

○委員長 百津でございます。ただいま御推薦いただきまして、委員長ということで承認をいただきました。皆様のお力添えをいただけるように頑張っていきたいと思えます。

基本、来年度より行われる小学校の教科用図書でございますので、時代も時代でございます。タブレット等もう盛んに使われてもおりますし、あるいは佐世保市の子供たちにとって一番、基本は検定教科書ですので、どの教科書を使っても何ら文句はないんですけども、その中でいわゆる佐世保市の子供たちにとって一番よいものはどういうものなのかという、そこに焦点が当たるのかなというように思います。幸いにも小学校の校長先生、あるいは中学校の校長先生方、あるいは教育委員会の皆様方、あるいは大学の先生、あるいは子供たちのことをよく御存じの方々いらっしゃいますので、力を出し合いながらやっていきたいと思えますけども、8月15日までにということでございますので、タイトな部分になるかと思えますけど、どうぞ御協力のほう併せてよろしくお願ひしたいと思えます。

○事務局 どうぞお掛けになられてください。百津委員長、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は百津委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 では、失礼いたします。今回が第1回目の教科用図書採択審議委員会になりますので、自己紹介をしていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

では、名簿の順にまず、鶴田委員お願ひします。

○委員 皆さん、こんにちは。長崎県立大学経営学部国際経営学科におります鶴田と申します。英語を担当しております。今年の4月からこの県立大学のほうに在籍しておりますけど、3月までは県立高校のほうで勤務をしておりました。教科書のこともしょしかじった程度ですけれども、まあ知っていると思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

○委員長 鶴田先生は県立の高等学校の校長先生で、県教委とかでも英語のスペシャリストで、小学校のほうも新たに英語が入ってまいりますので、その辺もしっかりと御意見をいただければなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

では、深町委員。

○委員 初めまして。佐世保市民生委員児童委員協議会から推薦を受けてこの場に来させていただいております、深町と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は子供が4人おまして、子育て期間が長かったので、教科書の内容も、理科がなくなり生活科に

なり、いろんな変遷を見てきております。その見てきたことを参考に、今後の佐世保市の子供たちにとってどの教科書がいいのかを選ばせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 深町委員さんのほうは元教育委員でもいらっしゃいまして、教科書の採択委員引き受けていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員 皆様、こんにちは。私、佐世保市青少年育成連盟の、現在、副会長をしておりますが、令和5年度からまた新たに会長にということで、今度の総会で任命される予定です。私も佐世保出身ですけども、佐世保の子供のための知恵を少しでも貸せたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 佐世保市内の子供たちのための、我々、教育現場ではないほうからの御意見等もしっかりと受け止めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では。

○委員 皆さん、こんにちは。佐世保市小学校校長会の推薦でまいりました、清水小学校の校長の迎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。小学生の、私が受け持っている学校の子供たちの教科書になりますので、精いっぱい頑張って子供たちが使いやすい教科書を選んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長 基本は来年度からの教科用図書というのが小学校でございまして、一番大きな比重があって、プレッシャーを受けております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、中野委員。

○委員 失礼します。佐世保市中学校校長会を代表しまして参りました、日宇中学校の校長の中野と申します。よろしくお願いいたします。私は担当は数学なんですけども、教科書採択については、教頭時代に一度中学校の教科書については、そのときに関わった経験があります。今回、小学校ということで、しっかり見ていきたいなと思っております。また、次年度は中学校の採択の年ということで、この動きをしっかり見ながら、それをまた生かしていけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 専門は数学でございまして、特に算数を子供たちのためにしっかりと見ていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

どうぞ、陣内委員。

○委員 改めまして、皆さん、こんにちは。佐世保市教育委員会学校教育部部長の陣内と申します。もともと私は以前、小学校の教員をしておりました。小学校で教科書を使って

子供たちに指導していたときのことをいろいろ思い出しながら、どういった教科書が子供たちに力をつけることができるかという思いを持ちながらしっかりと見ていけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 佐世保市内の子供たちの状況とかは、やっぱり学校教育部がかなり確実に把握をしていただいていると思いますので、そういう面からも御意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、大藤委員さん。

○委員 皆さん、こんにちは。教育委員会教育総務部長をしております大藤と申します。教育というところにいるのがちょっと場違いな感じがいつもしてるんですけど、分からないなりに素直に疑問をぶつけていきたいと思いますので、会の議論の一つのきっかけになればなというふうな感じで携わっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 議論になったら、しっかりとした御意見をいただけるかと思っていますので、期待いたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、お手元の資料に沿って採択の流れ等について、まず確認をしていきたいと思っておりますので、こちらのほうは事務局のほうからよろしいでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

○事務局 失礼いたします。採択の流れについて御説明をいたします。採択の流れについては、お手元の資料の4ページに、条例を基に選定委員会及び調査委員を置いた場合の流れを示しております。本ページ資料を下から御覧ください。調査員による調査を行い、選定資料の作成・提出をお願いします。次に、選定委員会において、報告を受けます。選定委員会は教育委員及び採択審議委員の皆様にご傍聴いただき、採択審議委員会での審議の参考としていただければと思っています。審議委員の皆様には、選定委員会の報告等を受け、さらに調査・審議していただき、審議内容が採択審議委員長から教育委員会に報告されます。その報告を受けて、教育委員会が採択するという流れとなります。

以上で採択の流れについての説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

ただいま、資料の4ページのほうにごございます表、佐世保市の教科書採択の方法というところでごございますけれども、確認をさせていただきますと、まずは調査協力っていうことで各学校及び義務教育学校の校長、こちらのほうにも教科書が回ってくるんですかね、

巡回していくという形になると思います。そして、調査委員のほうから、校長先生、副校長先生、教頭先生を含めた教科研究部若干名のほうから、調査委員のほうから選定委員会、こちらのほうに報告が入ってくるってということになります。この選定委員会ってというのは各学校の校長先生、あるいは義務教育学校の校長先生、あるいは教育研究会の正副会長さん方がいらっしゃるのところに入ってくるってことです。この選定委員会及び調査委員会については、教育委員会よりもう任命をしてあるんですか。

○事務局 いいえ。

○委員長 今から、これからですね。

○事務局 はい。

○委員長 はい。ということで、選定委員会のほうから、我々いわゆる採択審議委員会のほうに報告が入ってくるということになります。その報告を受けて、私たちは教科書の採択の審議会を開いていくという形を取っていくということになります。そこには教育委員の皆様方も会の様子を見ていただいたりってということもあるのではないかなというふうに認識をしております。そして、その中で、会の中での部分について教育委員会のほうに報告をしていく、そして、教育委員会のほうで決定をしていくってという形を取るっていう、そういう流れになると理解してよろしいでしょうか。

先ほどありましたように、これまでの分につきましては、いわゆる会議の議事録等々はそこまでは非公開になってるけれども、8月31日以降については、それはもう公開をする。ただし、氏名等については公表はないということですので、私たちのほうも思いきった話をしていくっていうことが必要になってくるかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この流れにつきまして、何か御質問とか御意見等はございませんでしょうか。

○委員 すみません。役割は大方分かっているつもりなんですけど、この仕事のボリューム感をちょっと知りたいので、選定委員会から採択審議委員会、こちらに上がってくるボリューム、何教科分ですよね。それぞれにどのくらいの業者っていうか、出版社があつて、それを選定委員会では全部見られてるのかなと思ってるんですけど、この審議委員会には何件ぐらいずつ、どこまで絞って上がってくるのかなというところを教えて、全部上がってくるのか、ある程度絞って上がってくるのか。それを、今度、市の教育委員会にどのくらい絞って上げるのかっていう課せられた仕事のボリューム感を少し教えていただければと思います。

○委員長 これは事務局のほうからよろしいでしょうか。

○事務局 失礼します。事務局です。小学校で使用されている教科書等については、13種目ございます。学年によって、例えば国語ですと1年生から6年生とか全学年で使われているもの、また、先ほどお話があった生活科ですと1年生、2年生ということで、教科書についてもその教科、領域等によって数が変わってきます。あわせて、その取扱いを行っている会社によって、全てを把握しておりませんので何者分ということをお答えできないんですけども、そういった13種目について選定委員のほうで教科書にある特色等を記載していただきます。それを基に採択審議委員会で教育委員会に推薦いただく教科書を決定していただくというようになります。

この後、推薦していただく教科書の数については、この後に説明をさせていただきますので、そこで触れさせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 確認します。採択審議委員会では、上がってきた教科書、各13種目に対して、それぞれの全部を一応目を通すってということですね。

○事務局 事務局です。資料として全教科書分特色等が示されておりますので、それを見ていただくということになります。

○委員 はい。

○委員長 よろしいでしょうか。

各教科のいわゆる教科書、出版者の中の特色を一覧にでもしていただければ一番ありがたいと思うんですけども、それを見ながら、実際の現物も見せていただきながら、どれが一番佐世保市の子供にとってよいものかっていう判断をしていくことになると思いますので、結構タイトな仕事になってくるなと思いますので、そのときにはまた専門性を生かしたりとか、あるいは子供の状況とか様子をよく御存じの方々ばかりでございますので、ぜひそういった意見をしっかりと出し合いながら決定をしていくことになるかと思っています。

○事務局 失礼いたします。事務局からよろしいでしょうか。

その採択審議委員会で選定をしていただく場合に、事務局等からも教科書を実際に資料を基に説明もさせていただきますので、それも参考にさせていただければと思っております。

○委員長 よろしく願いいたします。特に事務局のほうにはいわゆる教科のスペシャリストの先生方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々の説明をしっかりと聞きな

がら判断をしていくっていう形になるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御質問とか御意見ございましたでしょうか。

では、流れにつきましてはよろしいでしょうか。

続きまして、調査結果の方法等、先ほど大藤委員のほうからも質問がございましたけども、結果の報告の方法等、これにつきまして事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 失礼いたします。本会からの教育委員会への調査結果の報告の方法について説明をいたします。報告の方法については、4月の教育委員会におきまして、採択権者の教育委員会の独自性を担保するため、順位をつけるのではなく、推薦する教科書を2から3者に絞り、順位づけをしないで報告する必要があるのではないかと、また、報告する際には、推薦する教科書、2から3者の特に優れている特長を付して報告する必要があるのではないかとということで、推薦する教科書を2から3者に絞り、順位づけをしないで報告をする。推薦する教科書、2から3者の特に優れている特長を付して報告するという形で進めていくこととします。優れているところは優れている、気になるところは気になるなどを報告していただきたいと思っております。

私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。先ほどの部分もあるのかと思いますけど、まずは推薦する教科用図書は2から3者に絞るってというのが、まず1点でございます。今回どうなんでしょうか、地図とか数的に少なかったりとか、あるいは一番多いのは国語、英語、社会、いろんなどころが多いのかなと思いますけど、こちらのほうもありますので、2から3の者に絞っていくっていうことになるということなんです。一番大切なのは、これがいわゆるフラットに、教育委員会のほうからの御要望でっていうことでございますので、順位をつけず、1番目はこれです、2番目はこれです、3番目はこれですではなくて、3者をフラットに推薦をするよという御依頼がございますので、そういう形で採択をしていくってことになるかと思えます。ただし、先ほどありました部分で、いわゆる優れている特長を付して報告をするっていうことでございますので、この教科書はこういうところに特長があつて優れていますっていうような、そういうような形で出していくってのが基本になってくるのかなと思いますが、先ほどありましたところで、気になるところは気になりますっていう報告もしていただきっていうことでよろしいんでしょうか。

○事務局 はい。

○委員長 基本は特長とか優れているところ、この教科書はもう、教科書によってはいろんないいところがたくさんありますので、そういうところをっていうことになってきます。ただし、その中で気になるところがあればっていうところは、それも遠慮なく加味してよろしいというふうに理解をすればいいかなっていうふうに思ってますけれども、基本は2から3者をと、それからフラットにっていうことで、教育委員会のほうへ報告をしていくということで、先ほどありましたように、報告のほうは私のほうで教育委員会のほうに報告をしていくという形になります。そういう説明でございます。

何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

かなりのボリュームの中から見えていって、よいところをということになりますので、その中で佐世保市の子供たちのいわゆる学力の状況とか、あるいはタブレットを今使っている使用の状況とか、あるいは当然、そういうタブレット端末に対応できるような教科書というのが多く作られているというふうに予測はできるんですけども、その中で効果的なものがどうなのかというところもあると思うんですけども、何か御意見とか御質問はございますか。

○委員 よろしいですか。

○委員長 はい。

○委員 今の委員長さんからもちょっと今、話があったんですけども、教科書の採択は5年に1回、5年ぶりということで合ってますか。

○事務局 事務局です。教科書は一度、原則として4年に1回になります。

○委員 4年に1回。

○事務局 はい。

○委員長 基本、4年に1回ということ。

○委員 引き続き、令和2年度から2、3、4、5と使ってるということですか。

○事務局 はい。

○委員 コロナ禍があって、さっき委員長さんが言ったように、タブレット端末が恐らく小・中学校全員に配布してある。そういう中で、教科書を今から採択するというので、何か選定資料としての評価の視点っていいですかね、選定資料の視点としてどういうふうな変化があるのかっていうのがちょっと気になるところです。そこはやっぱりデジタル教科書っていう部分もあるので、その辺りの視点も含めて何かそういう評価の視点みたいなものが何か欲しい。

○委員長 先ほどありましたように、調査委員さん、あるいは選定委員会の中で、項目の中に、これまでは多分ICTとか教科書にデジタルとか、教科書とか、そういうような項目というのはほぼなかったのではないかなというふうに考えられますけども、今回、タブレット端末が全員に配布されているという現状の中で、それに伴った形での種目はあるのかどうかということですけど、いかがですか。

○事務局 事務局です。現在のところ、どの種目を示していくというところまでは、こちらのほうでお示しができませんけども、今、委員さん、それから委員長からもお話があったとおり、時代の流れに沿って教科用図書で使用される中で、画像、映像等も特色として、また特長として表れるのではないかなというふうに考えております。

○委員長 その辺も含めて、私たちも十分に協議をしていくっていうか、採択の中の足し算にもなってくるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今、委員さんのほうがお一人来られましたので、事務局、何かございますか。

○事務局 事務局です。永吉様、ありがとうございます。失礼いたします。こちらの確認不足で遅れて来られるということをお伝えしておりませんでした。

ただいまから委嘱状をお渡ししていただきますので、よろしく願いします。

○教育長職務代理者 委嘱状、永吉秀行様。令和6年度使用小学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和5年5月12日から令和5年8月15日まで。令和5年5月12日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 永吉委員さん、すみません。先に会を進めさせていただきまして、永吉委員さんの承諾も得ずに委員長になりました百津といいます。これは本当の話で冗談でなくて、皆さんも自己紹介をしたもんですので、一言言っていただければと思いますのでお願いいたします。

○委員 市P連のほうから来させていただきました永吉といいます。今年度初めて市P連の副会長ということで携わっておりますので、ここも初めてちょっと参加させていただきますが、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしく願いします。PTAのほうでということですけど、お子様が小・中学校のほうにいらっしゃるということですので、子供たちの本当に一番の身近なところの状況をよくお分かりの方かとも思いますので、教科書採択の場合にもそういう目からぜ

ひお話をしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの分につきましては、デジタル教科書、あるいはタブレット端末等々への対応ができていて、あるいはそういうの特長のある教科書等々の部分についても、評価項目の中にも入っている、あるいはそのような形の部分も報告が出てくるだろうということもございますので、そういう面で、鶴田委員さん、よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんでしょうか。

では、私のほうから1点いいですか。いわゆるかなりの量の教科書が入ってきますので、そういうのも、私たちも、この後、私たちが集まるのが7月に入ってからになりますですよ。ですので、1か月ちょっと、2か月近くの間ということになりますけども、そういう中で教科書の内容等々、何か確認をするとか、そういうふうな場があるものかどうかということだけ1点、御質問なんですけど、分かりますか。

○事務局 事務局です。日程としましては、採択審議委員会、後からお示しします回をあと3回行っていただきます。それと別に選定委員会等もございます。それと、時期を定めまして、6月中旬からですけども、教科書の一般展示を佐世保市内の保立町にある教育センターで行いますので、それを閲覧していただくこともできます。また、学校教育課にも1セット、それぞれの教科、全ての教科の分が1セットございますので、それも御覧いただけるということで準備をしております。

○委員長 ありがとうございます。教科書を、先にどんな教科書が出てくるんだろうかというの確認をする場合には、6月の中旬からは教育センターのほうで公開をしているということもございます。あわせて、教育委員会のほうにも1セットはあるということもございます。こちらのほうは多分、教育委員会の先生方が分析をしていく部分で使われていくものかなとも思いはするんですけども、そういうことになっているということです。もしも必要であれば、そこのほうで見ていただければというふうに思っております。

ただし、教科書のほうは、私たちのほうも基本はやっぱりどこの会社のものなのかっていうような固定概念は捨てたいと思いますので、でき得ればそれは伏せた形の教科書を見ていきたいなど。何々会社がどうだこうだとかいう話ではなくてっていうことになるかと思っておりますので、そういう御配慮のほうも併せてよろしく願いできればというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

では、ほかに何かございませんですか。

はい、どうぞ。

○委員 よろしいですか。調査委員のこの件なんですけれども、教育研究会各教科の研究部員のところで調査をしてもらうっていうふうになってるんですけれども、今、各部長さんにはもう連絡は行ってるんでしょうか。

それと、各部もう、部が動き出している状態で、これから計画をもう立てている状態なんですけれども、もう少し早くそこをお知らせいただければ助かったなというのが正直なところです。

○委員長 まずは部長さんのほうへの連絡等々も既に行っているのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○事務局 失礼いたします。すみません、そちらのほうはまだ行っておりませんで、大変御迷惑をおかけしております。なるべく早く連絡をさせていただくようにしていきたいと思っております。

○委員長 ということです。まだということです、これから入ってくる分だと思いますので、あわせて何か御質問等が先生方の方から委員さんのほうにもありましたら、そういうふうに答えていただければと思います。この付近の一番下のほうから入っていく部分はかなり錯綜してまいりますので、あわせて特に小学校、中学校の校長会の先生方につきましては、教育委員会のほうの進捗もありますので、性急になってしまうところもあるんですけども、その付近のことはまた御連絡のほうも併せてよろしくお願ひしたいと思ひますのでお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○委員 すみません。ちょっと確認中心になるかもしれないんですが、幾つかの階層があって、その4ページの図で、上のほうから階層をいえば、市の教育委員会のほうが最終決定をなさる。それから、その下の階層として採択審議委員会が採択をする。これが、採択という言葉がどうかは分かりませんが、採択審議委員会ですから採択報告をする。この報告は二、三者に絞るけれども、二、三者に絞って順位はつけないけれども、いいところはいい、併せて気になるところは気になるっていうのを赤裸々に報告をしてくださいってことで教育委員会から諮問オファーがある。その下の段階として、選定委員会の選定がありますよね。教育委員会のほうからは採択審議委員会に対して、二、三者で、中身はよしあし分かるような報告をしてくださいとオファーがあったので、そういった採択を私たちはする。

その私たちは、選定委員会にどんな報告を求めるのか。選定委員会から採択委員会に対

してどのような、例えば二、三者絞ってくださいというのかなのか、全者同じように、それじゃ選定にならんかもしれませんが、選定をどのようにするのかというところはこの場で決めるんでしょうか、それとも教育委員会がお決めになるんでしょうか。

○事務局 事務局です。

○委員長 どうぞ。

○事務局 選定委員会の進め方についても教育委員会で決定をしていただくこととしております。内容としましては、調査員が作成した選定資料及び県の教育委員会のほうでも作成されますので、その選定資料、さらに調査員の報告や自校でも研究を行いますので、各学校、当該学校の教諭の意見などから教科書の選定を行い、種目ごとに全者について審議することは原則ですけれども、選定委員会の中でも主に二、三者程度を、特長的なものを報告いただく、採択審議委員会のほうに報告いただくっていうことになります。

○委員 じゃあ、二、三、同じなんですね。二、三者を絞って、そのよしあしを選定委員会から私たちは報告を受けるっていうふうに決まっている。

○事務局 事務局です。教育委員会のほうで決定していただいております。

○委員長 ちょっと話をまとめます。

選定委員会のほうで、先ほどとはちょっと何か……。

○事務局 そうですね。

○委員長 先ほどは何か全部の資料の中から調査に上がってくるっていうことでしたけども、そうではなくて、全部の報告の中から、いわゆる選定委員会のほうも二、三者、いわゆるフラットで上がってきますっていう、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 事務局です。申し訳ございません。先に説明したものは全者報告をということでしたけども、全者審議をした上で、二、三者を採択審議委員会に報告をするということをお願いします。

○委員長 ということは、まずは全者の分についての報告があって、その中から二、三、フラットで上がってくる分ってということになるってことでよろしいですか。

○事務局 事務局です。はい、よろしく申し上げます。

○委員長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。ちょっと確認です。そしたらですよ、選定委員会で二、三者上げてきて、また私たちが二、三者上げるとなれば、どうかしたら意味がないのかというイメージもあるんですけど、そうじゃないんですね。例えば、10者あったら選定委員会が、私たちは

このA、B、Cがよかったと思っておりますという報告を受けるけれども、私たちは私たちが、採択審議委員会はまた10者を全部見て、A、B、Dの3つがいいですってということですね。

○事務局 事務局です。はい、そのとおりでお願いします。

○委員長 ちょっと整理します。まず、基本的には選定委員会のほうから選定資料等々も含めた形での分で、二、三フラットで上がって、フラットでよろしいですかね。

○事務局 はい。

○委員長 で上がってくると。それを受けた形で全体を見ながら、私たちのほうは私たちのほうで、やっぱりここは私たちの独自性があると思うんですよ。保護者の方もいらっしゃれば、各団体の方もいらっしゃれば、大学の先生もいらっしゃればというような、それぞれの立場の中の部分ございますので、二、三上がってきて、じゃあ、これにしましょってということではなくて、いわゆる私たちは私たちの独自性の中から、それを受けた形で2から3者をフラットで上げていくっていう、そういう理解をすればよろしいですね。当然、市の教育委員会の方々も、私たちが3者上がったとしても、いやいや、そうじゃなくてこれがいいよねっていう形になった場合にはそちらが、最終的な決定は市の教育委員会が決定をされるっていうことですので、3者上げたけども、4者目とか5者目が教科書になったっていうこともあり得るっていう、そういうような理解で、事務局よろしいでしょうか。

○事務局 事務局です。今、委員長に御説明いただいたとおり、教育委員会で最終的に採択をいただきますので、今、おっしゃったとおりで確認ができればと思っております。

○委員長 ですので、私たちとしては私たちとして、選定委員会のほうから報告を受けた部分を当然、もとにしななければいけないとは思いますが、そのもとにした中で、私たちがいわゆる採択審議委員会として3者、これはもう同じように特長とか、あるいは気になることとかを上げながら報告をして、それを受けて最終的には教育委員会の方で決定をしていくっていうことになるということですのでよろしいですね。

○事務局 事務局です。おっしゃったとおりで確認させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長 では、よろしくお願いをいたします。

ほかに何か御意見等々ございませんか。

これからになってくると思っておりますので、これからいろんな御意見があったりとか、ある

いはそれぞれのお立場の中から、いや、この教科書が非常にいい特長があるよねっていうようなことが出てくるとも思います。それにつきまして、私たちのほうでもしっかりと判断をして、基本はやっぱり佐世保の子供にとって一番いい教科書はどれなんだっていうところが本当に基本になってくるんだらうなっていうふうに思いますので、ぜひそういう視点の中で採択ができて、教育委員会のほうにいわゆる報告ができればなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

では、私のほうからはこれでよろしいでしょうか。

では、事務局にお渡しします。

○事務局 失礼いたします。ありがとうございました。

それでは、今後の日程につきまして確認をさせていただければと思います。資料5ページを御覧ください。7月11日、7月27日、8月8日に採択審議委員会を開催いたします。詳細につきましては、後日連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、7月27日に選定委員会のほうを開催いたしますが、選定の様子を傍聴していただき、採択審議委員会の参考にしていただければと思っておりますので、併せてお知らせいたします。

○委員 すみません。さっき、非公開、公開のところをよく聞き取れなかったんですが、8月31日までは当然、意思形成過程なので非公開ですよ。その後、一部墨塗りで公開しますよっていうお話だったじゃないですか。何か、ここに何とか委員、陣内康昭委員って書いて、Aの教科書がよか、Bの教科書がよかよっていうと、僕の名前のところは黒塗りになるっていう話だと思うんですけど、そのときだけ審議委員は非公開なのか、そもそも審議委員、誰が審議委員なのかは8月31日まで非公開なのか、それによって今日のこの資料を置いていく資料なのか、持って帰っていい資料なのかも変わってくると思うんですけど、そこを確認しておきましょうか。

○委員長 事務局いいですか。私のほうから説明します。

基本、8月31日まではもう全く秘密になりますので、もう陣内委員さんもお分かりで言われてるんだらうと思うんですけど、基本は私たちが採択委員だということは全くの部外秘になりますので、ぜひそこだけは守っていただければなっていうふうに思います。いろんな教科書の会社等々からの部分とかがありますので、そういうのは十分お気をつけいただければありがたいなというふうに思っています。最終的に議事録のほうは、8月31日のいわゆる教科書が決定するまでは、議事録は一切不開示になるんですけど、それは教

科書が出た段階からは開示されますが、いわゆる採択委員さんの名前は非公開という形で理解してよろしいかどうか。

○事務局 事務局です。再度確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。（発言する者あり）

○事務局 事務局です。今、陣内委員からお話があったんですけども、8月31日までは非公開、全てが非公開ですけども、それ以降については議事録は公開。ただし、採択審議委員さんの議事に関しての氏名については非公開。ただし、採択審議委員としての名簿については公開となりますので。

○委員長 ですね。発言した内容等につきましてはもう黒塗りになりますが、我々がいわゆる採択審議委員だったってということについての分については公開が出ますが、それまではもう部外秘になりますので、どうぞそこのほうは併せて十分に注意をしていただければありがたいなというふうに思ってます。

○事務局 それでは、以上をもちまして第1回教科用図書採択審議委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。